屋内消火栓設備

【設置基準(令11-1)】

	延べ面積	地階・無窓階・4階以上の階の床面積
1項イロ	500(1,000・1,500)㎡以上	100(200・300)㎡以上
2項イロハニ・3項イロ・4項・5項イ・5項ロ・6項イ(3)(4)・6項ハニ・7項・8項・9項イロ・10項・12項イロ・14項	700(1,400・2,100)㎡以上	150(300・450)㎡以上
6項イ(1)(2)・6項ロ	700(　※　)㎡以上	150(300・450)㎡以上
11項・15項	1,000(2,000・3,000)㎡以上	200(400・600)㎡以上
16の2項	150(　300・　450)㎡以上	
指定可燃物を貯蔵・取り扱う防火対象物	指定数量の750倍以上	

【倍読み規定※指定可燃物を除く。(令11-2)】

・主要構造部を耐火構造または準耐火構造＋内装制限にした場合、延べ面積を2倍読みする。
・主要構造を耐火構造＋内装制限にした場合、延べ面積を3倍読みする。
※特定施設(令12-1-1)は2・3倍読みの数値または1,000㎡に防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分(規13-5-2)の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値以上のものに設置する。

【1号消火栓の技術基準(令11-3)】

・階ごとに水平距離25m以下で包含できるように、1号消火栓を設置する。
・消防用ホースの長さは、各部分に有効に放水できる長さにする。
・水源は全ての階に1号消火栓が1基ずつの設置であれば2.6㎥以上、2基以上の設置であれば5.2㎥以上にする(20分間放水できる量)。
・ポンプの吐出量は全ての階に1号消火栓が1基ずつの設置であれば150L/分、2基以上の設置であれば300L/分以上にする。
・ノズル先端の放水圧力は階の1号消火栓を同時に全て使用した際、0.17～0.7MPaの範囲にする。
・ノズル放水量は階の1号消火栓を同時に全て使用した際、130L/分以上にする。
・1号消火栓のポンプ揚程(m)は 消防用ホースの摩擦損失水頭＋配管の摩擦損失水頭＋落差＋17m
・表示灯は取り付け面と15°以上の角度となる方向に沿って、10m離れた位置から点灯していると容易に識別できるようにする。
・主配管の立ち上がり管は呼び経50㎜以上とし、連結送水管と兼用できる。

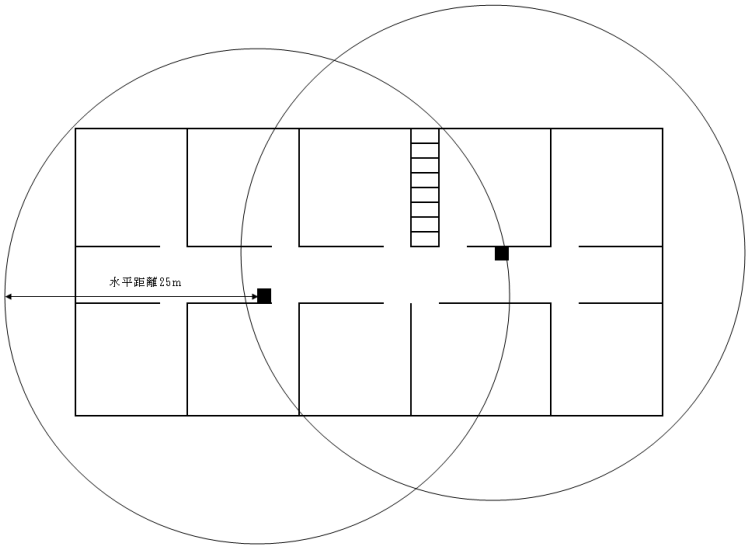

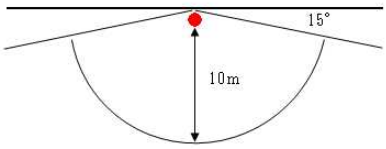

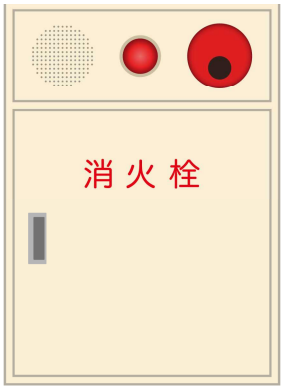

2023/09/03　M.Sugiyama　http://syoubou.jp/

屋内消火栓設備

【屋内消火栓の代替え(令11-４)】

・以下の消防用設備等が設置してあれば、その有効範囲の部分のみ屋内消火栓を設置しないことができる。
スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・屋外消火栓設備（１・２階部分のみ）・動力消防ポンプ設備（１・２階部分のみ）・パッケージ型消火設備

【非常電源(令11-３-へ 規12-１-４)】

①延面積1000㎡以上の特定防火対象物※１…自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備で、容量30分以上
※１ 小規模特定用途複合防火対象物を除く。

②その他の防火対象物 …自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備・非常電源専用受電設備で、容量30分以上